## 別記様式(第3条関係)

## 開催記録

河 住 山城	
名称	第3回会津美里町障がい福祉計画等策定委員会
開催日時	令和5年10月26日 13時 30分から 15時 30分まで
開催場所	会津美里町役場本庁舎 203・204会議室
出席者	委員及び事務局:別紙名簿の通り 委託業者1名
議題	<ul><li>(1)障がい者基本計画(案)、障がい福祉計画(案)、障がい児福祉計画(案)について</li><li>(2)今後のスケジュールについて</li><li>(3)その他</li></ul>
資料の名称	<ul><li>資料1 会津美里町第4期障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画・第3 期障がい児福祉計画 計画案</li><li>資料2 今後の策定スケジュール</li></ul>
記録方法	□全文記録 □発言者の発言内容ごとの要点記録 ■会議内容の要点記録
内容	
1 開会 (渡部 健康ふくし課長補佐)	
2 委員長挨拶(齋藤 研一 委員長)	
3 議事	
	(1)障がい者基本計画(案)、障がい福祉計画(案)、障がい児福祉計画(案)
について	
委員長:	それでは事務局より資料の説明をお願いします。
事務局:	「障がい者基本計画(案)、障がい福祉計画(案)、障がい児福祉計画(案)」
	第4章について説明
委員長:	皆さんから質問、意見があればお願いいたします。
委 員:	47ページに「ボランティア制度等の仕組みづくり」という表記がありますが、

いと感じました。

事務局:

そのように修正したいと思います。

例えば「地域住民ボランティア等の仕組みづくり」としたほうが、分かりやす

委員長: 50ページの「V 教育・育成」で、医療的ケア児が増えているとありますが、

看護師や専門の支援員、職員を配置する必要があるので、職員の配置や増員を

図るというような具体的な表現ができないでしょうか。

委員: 実際に医療的ケア児を受け入れることになれば、看護師や支援員の配置など

が必要になります。こども教育課では、そういうケースも今後起こりうると想

定していますが、明記することについてはいかがでしょうか。

事務局: 現状、随時対応しています。あらかじめ増員するという書き方は適さないと

思われるので、現段階では明記しなくていいと考えています。

委員長: 医療的ケア児が普通学校や特別支援学級で学びたい場合、希望がかなうと考

えていいですか。

事務局: その都度、協議し対応していくことになっています。

委員長: 医療的ケアが必要で、事業所の通所や利用が狭められている方がいます。教

育の部分や、大人になってからも事業につなげられるような町にしてほしいと

思います。

委 員: 50ページの「(2)指導体制の充実」に「保育士・教諭等」とありますが、

「教職員」のほうが学校で働く様々な職種が網羅されると思います。同じく、

「(3)療育支援体制の整備・充実」に「教諭」とありますが、対象が限定さ

れてしまうので、「教職員」と変えた方がいいと思います。

事務局: そのように修正したいと思います。

委員長: 「研修の実施」という表現が多く出てきますが、役場が主催するものだけで

なく、特別支援教育推進委員会や自立支援協議、基幹相談支援センターなどが

主催する研修などを総称して、会津美里町の中で行うということですか。

事務局: 基幹相談支援センターで実施している研修や、医療的ケア児や強度行動障が

い、虐待に関する研修、虐待ネットワーク会議が主催する研修、民生委員が開

く研修に対しても、町が支援していきたいと考えています。

委員: 民生委員の定例会を月に1回実施しています。障がいのある方との触れ合い

方など、民生委員自身も理解不足の部分があるため、認知症も含めて研修を行

っています。「啓発・広報」に関係団体などと提携や協力するという文言が入

ってもいいかと思います。

委員長: さまざまな団体が主催する研修という形でも、第4章「Ⅰ 広報・啓発」に「各

関係機関が行うもの」という表記の仕方もいいのではないかということでした。

こちらも検討お願いいたします。

事務局: もう一度確認して、修正したいと思います。

委 員:

48ページの「(1)疾病予防と障がいの早期発見・早期対応」について、保健では、妊娠から出産までの相談や健康相談、子育て支援、療育関係において、障がいの疑いのある子どもを早期に見つけて、つないでいく役割をしているので、「保健」という文言を入れていただきたいと思います。上から2段目に「福祉・教育・医療等で」とあるので、ここにも「保健」を入れてもらえるといいと思います。

50ページの「5歳児健康相談」は「5歳児発達健康相談」が正式な名称です。 厚労省では、5歳児は母子保健に移行することを検討しているという話もある ので、別の表現でもいいかと思います。

事務局:

48 ページについては、「障がいの早期発見」をタイトルに入れていますので、 今の内容を付記したいと思います。50 ページについては、5 歳児について全体 的な流れで書き直したいと思います。

委員長:

「障がいの早期発見」について、障がいがあるのが悪いことで、それを見つけようとしているのかと、非常に抵抗があるお母さんもいらっしゃると聞きますので、今回の計画内で文言にするときに配慮が必要かと思います。

委 員:

発達障がいのある子どもは、小さいうちから症状が出ている子が多いです。 子どもが小さいうちは、どこに相談していいのか分からないお母さんたちが多く、自分の子に障がいがある可能性があると認めたくない保護者やご家族がいるようです。子どもも親もすごく苦しんでいます。そこを誰かが助けると、子どもにとっても良く、親もとても楽になるのではないでしょうか。早期発見が大事なことは伝えたほうがいいと思います。

委員長:

どこに相談したらいいかと聞かれた際の今の最適解は、どこでも構わないので悩んだ時、苦しんだ時は話をして、それを受け止める機関が適切なところにつなげるような社会にしていきたい、受け止められるような関係機関、支援機関でありたいという説明をしています。さまざまな相談が各家庭にはあるので、なるべく敷居を低くして相談に乗れるような機関ができるのがいいと感じました。早い段階で適切な機関、医療につながる早期発見は大切なので、表記の仕方にご協力をお願いいたします。

教育の分野ではいかがですか。

副委員長:

日常生活に支障をきたすような場合は別ですが、子どもが小さいうちはさまざまな特性を持っているので、5歳児健診のような、早い段階で障がいがあることを伝えることが良いことなのかどうか、そういう時期に障がいがあるから対応や環境をほかの子と別にして過ごさせるというのはどうなのかと思っています。早すぎる段階でシフトチェンジしていく必要があるかというのは、それぞれの立ち位置で受け取り方も変わってくるのだなと感じました。高学年になって診断が出ても認めたくない親はいます。

委員長: 早期発見や早期に必要な支援機関につなぐことは大事なことですが、それぞ

れの家庭で思いもありますので、どう配慮して明文化していくか、非常に難し

い問題になります。

委員: 積極的に早くから児童発達支援を使いたい、病院に行きたいという保護者も

いれば、受け止められない方もいるので、親の気持ちに寄り添う必要があります。すべてを早く、無理にではなく、機会を待って、受け止められるようにな

ったときに、すぐにつなげられる準備をしておくことが大切だと思っています。

委員長: 早期発見から支援につなげることが第一義ではなく、それぞれの家庭の状況

に応じた部分があることが分かる書き方だとありがたいと思います。

事務局: そのように検討して記載していきたいと思います。

委員: 障がいがあることを認めたくない親は(障がいに対する)知識が不足してい

るのではないかと思うときがあります。発達障がいは障がいと言われますが、 特性であり、誰にでもあるのではないかと思います。「うちの子には発達障が

いはありません」と頑張ってしまう親御さんもいらっしゃいます。特性である

こと、個人差があってもいい、というところを理解してもらうことが重要だと

思います。

委員長: 早期発見、早期対応も大事ですが、親をどう支えていくか、親の相談に乗り、

安心して受け止められるような親への支援も必要だということですね。

委員: 結局、周りの目が気になるので、子どもが発達障がいと言われたら、周りか

ら冷たい目で見られるのではないかという気持ちが、そのような人たちを苦し めていると思います。発達障がいの子がいても普通なのだということを理解す

れば、生活しやすくなるのではないかと思います。

委員長: この辺の文言は、事務局にお願いしてもよろしいでしょうか。

事務局: はい。

委員: 年配の障がい者で、もう少し早めに支援していたらということはあります。

修学免除で学校に行ってなかったが、自分で見よう見まねで字を覚えて、いろいろなルールを覚えて、作業をしています。そういう方がいるので、もう少し

早めに支援ができていたら、また少し違ったかなと思うのです。

委員長: そういった方が早期対応により支援につながり、適切な学校に通えていれば、

もっと伸びていたのではないかと感じられたのですね。

委員: 49 ページの災害時の避難所について、「(3)①避難所における配慮」とあ

りますが、避難所は通常の避難所のことですか。町内に福祉避難所はあります

か。

事務局: 福祉避難所は3か所あります。

委員: 近隣市町村で聞いたのですが、障がいのある人が台風の時に避難したいと役

場に電話したら、1次避難所に行ってくれと言われたのですが、車いすなので、 普通の避難所には行けないということがあったそうです。通常は次の段階で、

福祉避難所は開設されるのですか。

委員: 前回の訓練のときは、一度受付に行き、そこから福祉避難所に案内してもら

う流れでした。

委員: 2回移動するのではなく、直接ここの避難所に避難してくださいと案内して

ほしいです。他の市町村では、福祉避難の研究を積極的に行っています。事業 所にも福祉避難所として、災害の備蓄をしておいてくださいと市から連絡や会 議がありますが、会津美里町は福祉避難所を民間にお願いすることはあります

か。

事務局: 現状では、福祉避難所の設置を民間にお願いすることはありません。身体に

障がいがある車いすの方がどういうルートで避難するのか、個別避難計画を作

って準備することで、万が一の時に対応できます。

委員: 個別避難計画は誰が作るのですか。

事務局: 町が作ります。町がその人の同意を基に相談員と避難の仕方を個別に作成し

ていくのが個別避難計画です。介護については、作り始めているところです。

委員: 実際に災害が起きて、いざ避難してくれと言われた時に、どこに行けばいい

のか分からない。大勢いるところにいきなり行くとパニックを起こしてしまう 子も多いです。車いすでおむつも必要なので、避難先におむつがあるのか、食 べられるものがあるのか、おむつを交換する場所があるのかなど、先に情報を

いただけると安心できます。

事務局: 今、心配されたことがクリアになっていくように、福祉と防災とご本人と相

談員が入って、地道に作っていくことが大切です。

委員: 福祉避難所について、もう少し文言を加えたほうが安心かと思います。

委員長: 災害の対応ごとに避難場所も変えないといけません。他市町村では市内のト

イレマップも整備して、大きなドラッグストアと提携し、営業時間であればトイレを貸せるという話があります。車で避難する場合、車いすの方は体育館の

中まで避難することは難しいと言われています。まず、避難先をどこにするかをそれぞれ相談して、準備しておくということが肝要になってくると思います。

事務局: 課内だけでなく、防災担当の会議もあるのでそこで検討するようになると思

います。今後、次期計画の中で詰めていく対応ということをご理解いただきた

いと思います。

委員長: 防災計画で障がい者・高齢者の災害について、細かく書いていくことになる

のですか。

事務局: ここでは、福祉避難所の設置が3カ所あるということの記載、その他細かいことについては、防災計画に記載する形です。

委員長: 個別避難計画を作る際、避難先がどこか、ボランティアで支援が必要な時は

社協に頼むなど、事細かなところの積み上げが必要になります。一人一人の個別避難計画を作っていくためには、大変な作業になると思います。災害が来てからでは遅いので、今のうちから準備を進めていきたいと思います。実際の進

め方と表記の部分について、よろしくお願いいたします。

第5章について、事務局より資料の説明をお願いします

事務局: 「障がい者基本計画(案)、障がい福祉計画(案)、障がい児福祉計画(案)」

第5章について説明

委員長: 皆さんから質問、意見があればお願いいたします。

委員: 最近、医療機関の方でも児童発達支援の利用を勧めていることがあります。

児童発達支援を使いたいということで相談につなぐのですが、相談支援専門員が不足しており、見つけるのが大変だという話を伺っています。 もう少し相談 支援専門員がいると、スムーズにつながっていくと思いますが、厳しいでしょ

うか。

事務局: 児童発達支援についてはお話しいただいたように、今後増加する見込みです。

2つの相談支援事業所に委託しているのですが、一方の事業所の相談員はかなり多忙で、増やしたいが供給が難しいという話をお聞きしています。相談員が持てる件数が決まっており、基準を超えることはできないので、難しいところはありますが、相談員、事業所の増加を今後検討していくなど相談支援体制の

充実を図る必要があると思っています。

委員長: 実際のところ相談支援事業所はなかなか増えていないところが現状です。相

談支援専門員によって、どこまで対応するのかバランスが非常に難しいのです。 町を通さずに、直接私たちのほうに来られる方もいますが、お断りせざるを得ない状況があります。基幹相談支援センターの立ち上げに伴って、2人新しく

相談支援専門員になった人たちの育成も進めていきたいと思います。

委員: 共同生活援助の実績で、精神障がい者の利用が0なのは正しいですか。

事務局: すみません、誤りですので修正致します。令和5年度の見込みですと、グル

ープホームのうち精神障がい者が 12 名、そのうち重度障がい者が 1 名です。記載漏れですので、修正したいと思います。令和 4 年度までは、精神障がい者や重度障がい者という内訳がなかったため、斜線等で表記しています。なお、精

神障がいの方の見込み値は令和6年度、7年度、8年度で一人ずつ増えていく

と見込んでいます。

委員長:

人数や数というところでは、ヘルパーや生活介護などは伸ばしていただいてありがたいと思います。人数が同じだったりする事業は、65歳以上になって介護保険に行く方と、18歳になって児童サービスだった方が、障がい者のサービスに入るという人の出入りがあるため、同じ数字だという理解でいいですね。

66ページの日中一時支援を利用する方は増えているのですね。日中一時支援 事業はニーズの高い事業です。支援学校に行く方は学校終了後、17時~18時ま で放課後等デイサービスに行き、それから自宅に帰ります。それが18歳になる と生活介護事業になり、15時で終わって家に帰ることになると困る親がいるの で、日中一時支援事業で延長して預かる方が結構いると思います。ニーズが高 いこともあって、数字も伸びているという認識でよいですか。

事務局:

今年度、日中一時支援事業は人数的には3名増ですが、予算的には倍増していますので、利用回数も増えています。時間的にはかなりの伸び率です。事業所がないと預けたくても預けられないことになるので、日中一時支援事業は増やしていくことになります。

委員長: 第6章について、事務局より資料の説明をお願いします。

事務局: 「障がい者基本計画(案)、障がい福祉計画(案)、障がい児福祉計画(案)」 第6章について説明

- (2) 今後のスケジュールについて (質疑なし)
- (3) その他(質疑なし)
- 4 その他
- 5 閉会(事務局)

以上、開催記録として報告します。